

令和3年度事業計画

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

1. 基本方針・重点事項

令和3年度は新型コロナウイルスの収束が見えてこない状況にありますが、引き続き税のオピニオンリーダーとして法人会の原点である「正しい税知識の普及、納税意識の高揚」に努めます。令和元年末から続くコロナ禍により個人の生活様式の変容と社会経済にまだ経験したことがない打撃を受けております。当会では公益社団法人として地域社会への貢献に努め、地域企業の発展のため法人会活動の更なる充実をめざします。

今後、地方を取り巻く環境は高齢化や人口減少など中小零細事業者に厳しい状況が続くことが予想されます。引き続き当会は、全国法人会総連合や愛媛県法人会連合会と連携し、企業利益に資する事業を展開してまいります。

このようななか、地域に密着した法人会活動を充実するために、地元金融機関や福利厚生会社のご協力のもと組織及び財政基盤の強化をはかり次のとおり事業の運営に努めます。

(重点事項)

- (1) 会員・一般を含めた税知識の普及、税の啓発のための事業活動の推進
- (2) e-Tax・eLTAX 制度の普及推進
- (3) 租税教育事業の推進
- (4) 税制等に関する調査研究と要望
- (5) 広報活動の活発化
- (6) 企業の発展に資するための経営支援
- (7) 研修事業の充実
- (8) 地域社会の振興に資する社会貢献活動の推進
- (9) 愛媛県連事業等の広報・推進
- (10) 会員増強による組織基盤の確立
- (11) 福利厚生制度の推進と財源の確保

2. 主な事業計画

(1) 税知識の普及を目的とする事業

① 改正税法説明会

法人税改正事項・消費税軽減税率制度について、法人企業に周知と対応をはかる目的で、大洲税務署担当官による説明会を開催する。

② 源泉所得税講座並びに年末調整説明会

企業における源泉所得税の処理並びに年末調整について、適正な処理を目的として、大洲税

務署担当官による説明会を開催する。

③ 支部税務研修会

税制改正を中心に、税知識を高め納税道義の高揚をはかるため大洲税務署担当官を講師に研修会を開催する。

④ 租税教室

租推協と連携して青年部会の役員等が講師となり、大洲税務署管内の小・中学校に、DVD等を活用して税の大切さ、税が私たちの生活にどのように役立っているかを認識してもらうことを目的として、租税教室を開催する。

⑤ 経理担当者養成講座（会計コース）

新たに会計業務を担当する方や管理職を対象に能力の向上を目的に開催する。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

① 「税を考える週間」における税の啓発活動

税を考える週間行事の一環として関係団体と連携し、広く社会に納税意識の高揚と税の啓発をはかるため会員のみならず広く一般への周知に努める。

② 「大洲まつり」における税の啓発活動

例年11月3日は大洲地方祭となっており、肱川緑地公園においておまつり村が開催される。当日は人出も多く、女性部会役員が中心となり税の啓発活動の一環として税の広報や町を美しくをモットーに花の苗等を配付する。

③ ホームページの活用

新しい情報等を掲載し大洲喜多法人会の広報ツールとして内容の充実を図る。なお、各種研修会、講演会等の開催要領を掲載するとともに、国税や地方税の関連情報も掲載する。

④ 広報誌「大洲きた」の発刊

税情報の提供と納税意識の高揚を目的に、会員のみならず、広く公共機関・金融機関等に配付し、一般への周知をはかる。

⑤ 税に関する作文・税に関する絵はがきコンクールの応募及び優秀作品への表彰

大洲税務署管内の全中学生を対象に「税」をテーマに作文を募集しており、優れた作品には大洲喜多法人会会長賞として記念品を贈り表彰する。また税に関する絵はがきコンクールの作品を募集し、税務署長表彰・会長及び青年・女性部会長賞等を贈呈する。

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

① 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出

当会としての税制に関する要望事項を取りまとめ県連・全法連に提出し、全法連で取りまとめた提言を広く情報発信して、その実現のため関係機関に要望活動を行う。

② 全国法人会総連合「全国大会」への参加

公益財団法人全国法人会総連合が主催し、傘下の各都道府県法人会が持ち回りで開催、「税制改正提言」の報告、租税教育活動の事例発表や税制、財政及び地域経済の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換を行う。

- ③ 「青年の集い」全国大会への参加
全国の青年経営者等が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。当会からも青年部会員が参加する。
- ④ 「全国女性フォーラム」への参加
全国の女性経営者及び従業員が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。令和2年度に開催予定となっていた全国女性フォーラム（愛媛大会）は新型コロナウイルスの影響により令和5年に開催が延期され、水を差された格好となったが大会成功に向けて準備する。

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業

- ① 通常総会記念講演会
地域企業の健全な発展と地域社会への貢献活動を目的として、会員のみならず広く一般に参加者を募り、通常総会終了後の講演会を開催する。
- ② 融資制度の普及推進
中小企業並びに個人事業所の資金調達の円滑化を目的として、愛媛県法人会連合会が地元金融機関、四国税理士会愛媛県支部連合会と連携している融資制度「トライアングル1000」や「コラボレーションローン」等の積極的な広報を図り、普及推進を行う。
- ③ インターネットセミナー
研修会等に参加できない事業所に対して、インターネットの環境があれば新しい情報や中央の専門講師によるセミナーをリアルタイムに聴講できるため当会の利用率も高くなっている。今後とも積極的な広報を行い、地域企業の健全な発展や企業経営に関する研修を支援するため配信を継続する。ウィズ・コロナを見据えテレワーク形態に対応したセミナーを開催する。
- ④ ITパソコン研修会
中小企業の業務効率化とIT化を支援することを目的として、大洲税務署管内の全法人を対象に、ワード、エクセルなどビジネスに役立つ研修会を開催する。
- ⑤ 青年部会講演会
地域企業の健全な発展と地域社会への貢献活動を目的として、大洲税務署管内の全法人の青年経営者及び従業員を対象に、講演会を開催する。
- ⑥ 女性部会講演会
地域企業の健全な発展と地域社会への貢献活動を目的として、大洲税務署管内の全法人の女性経営者及び従業員を対象に、講演会を開催する。
- ⑦ 法人会経営セミナー
地域企業の健全な発展と地域社会への貢献活動を目的として、大洲税務署管内の全法人を対象に経営セミナーを開催する。
- ⑧ 経理担当者養成講座（社会保険コース）
社会保険や労働保険などの改正事項を中心に担当者の習熟に努める講座を開催する。

(5) 地域社会への貢献を目的とする事業

- ① 「大洲まつり」に協賛し「税を考える週間」に因んだ税の啓発活動と一般参加者へ花の苗等を配付し街の美化に貢献する。
- ② 新就職者激励大会に協賛し会長が出席する。
- ③ 結婚支援事業（婚活イベントの開催）を推進する。
少子化・晩婚化対策として県内外の独身男女に対して、出会いの場を提供するため、婚活イベントを開催する。えひめ結婚支援センター事業を支援する。
- ④ 施設慰問とクリスマスケーキ贈呈事業の推進
大洲市・内子町の公的施設（10施設）の入所者約700名に、クリスマス期に施設を訪ねケーキを贈呈する。
- ⑤ その他県連委託事業の周知及び広報、支援・推進する。

(6) 会員の交流に資するための事業

- ① 通常総会交流会
会員の情報交換、異業種交流により今後の企業経営に役立てる目的で開催する。
- ② 新春会員交流会・新規入会者歓迎会
新規入会者にも参加を呼びかけ会員の情報交換、異業種交流により今後の企業経営に役立てる目的で開催する。
- ③ 先進地視察研修
先進企業の見学と会員相互の情報交換及び交流を行う。
- ④ 青年部会交流会
会員の情報交換、異業種交流により今後の企業経営に役立てる目的で開催する。
- ⑤ 女性部会交流会
会員の情報交換、異業種交流により今後の企業経営に役立てる目的で開催する。
- ⑥ 女性部会研修視察
部会員の交流と今後の部会活動に役立てることを目的として開催する。
- ⑦ 地域支部異業種交流会
支部において、税務研修会等を開催して、法人会の活動を理解してもらい、異業種交流の場としての活用を目的に開催する。
- ⑧ 婚活イベントボランティア交流会
イベント終了後、反省と次回イベントの充実を目指し、ボランティア相互の親睦を深める目的で開催する。
- ⑨ 支部役員会議
支部役員間の連携と法人会の活動方針を理解してもらう目的で開催する。

(7) 会員の福利厚生等に資するための事業

- ① 大同生命保険経営者大型総合保障制度等の普及推進

② A I G 保険会社ビジネスガード等の普及推進

③ アフラックのがん保険制度等の普及推進

④ トライアングル1000・コラボレーションローンの普及推進

地域企業の資金調達の円滑化を目的として、愛媛県連が地元金融機関、四国税理士会愛媛県支部連合会と提携している当該融資制度の普及推進を行う。

⑤ インターネットバンキング特別割引制度の普及推進

地域企業の業務効率化や利便性の向上を目的として、愛媛県連が地元金融機関、四国税理士会愛媛県支部連合会と連携している当該制度の普及推進を行う。

⑥ 貸倒保証制度（取引信用保険）の普及推進

会員企業の取引先の法的な倒産、もしくは、遅延の発生等により売上債権が回収できなくなった場合に、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする保証制度で、法人会会員企業の福利厚生制度として推進する。

(8) 会員増強事業

9月から12月を会員増強月間として、目標数を設定し、役職員はもとより、福利厚生協力会社とも連携を深め会員増強とともに退会防止策も併せて講じる。引き続き金融機関には各支店を訪問し加入促進についてお願いする。

(9) 諸会議

通常総会、理事会、正副会長会議、委員会、支部会員交流会議、支部理事会、全法連・四法連・愛媛県連事業には積極的に参加する。